

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（以下「研究科規程」という。）<u>第8条及び第17条の規定に基づき</u>、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに<u>研究科規程第20条の規定に基づく</u>、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （大学間協議） 第2条 研究科規程<u>第8条、第17条及び第20条に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、東京学芸大学大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学院との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。</u> (1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項 2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行う。 〔省略〕 （履修の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、<u>研究科委員会</u>の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、<u>国際交流委員会</u>の議を経て、これを許可する。 （履修期間） 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。 〔省略〕 （単位の認定） 第8条 派遣学生が他の大学院において修得した単位は、研究科規程第8条第2項（研究科規程第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>研究科委員会</u>の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。	第1章 総則 （趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学大学院教育学研究科規程（以下「研究科規程」という。）<u>第8条第3項、第17条第4項及び第20条第2項の規定に基づき</u>、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。 （大学間協議） 第2条 研究科規程<u>第8条第1項、第17条第1項及び第20条第1項に規定する他の大学院との協議は、次の各号に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。ただし、外国の大学院との協議について、やむを得ない事情により、事前に行うことが困難な場合には、当該大学院との事前協議を欠くことができる。</u> (1) 履修できる授業科目の範囲 (2) 対象となる学生数 (3) 単位の認定方法 (4) 履修期間 (5) その他必要な事項 2 派遣学生の派遣及び特別聴講学生の受入れの許可は、前項の協議の結果に基づき行う。 〔省略〕 （履修の許可） 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、<u>国際交流推進委員会</u>の議を経て、これを許可する。 （履修期間） 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。 〔省略〕 （単位の認定） 第8条 派遣学生が他の大学院において修得した単位は、研究科規程第8条第2項（研究科規程第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>教務委員会</u>の議を経て、本学において修得したものとして認定することができる。

〔省略〕

（履修許可の取消し）

第10条 学長は、派遣学生が派遣の趣旨に反する行為等があると認められるときは、第4条に規定する委員会の議を経て、他の大学院と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。

〔省略〕

（入学の許可）

第12条 特別聴講学生の入学の許可は、第4条に規定する委員会の議を経て、学長が行う。

〔省略〕

（検定料、入学料及び授業料）

第14条 特別聴講学生が国内の大学院の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は、徴収しない。
 - (2) 国立の大学院の学生であるときの授業料は、徴収しない。
 - (3) 公立又は私立の大学院の学生であるときの授業料は、法令に定める額を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日高等教育局長裁定）に基づき、授業料を不徴収とすることの承認を得た協定締結大学院からの学生であるときの授業料は、徴収しない。
- 2 特別聴講学生が外国の大学院の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、法令に定める額を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づき、検定料、入学料及び授業料を不徴収とすることの承認を得た協定大学院からの協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。
- 3 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

〔省略〕

（準用）

- 第17条 第5条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。
- 2 東京学芸大学大学院学則、研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

〔省略〕

〔省略〕

（履修許可の取消し）

第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、教務委員会の議を経て、他の大学院と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。

〔省略〕

（入学の許可）

第12条 特別聴講学生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

〔省略〕

（検定料、入学料及び授業料）

第14条 特別聴講学生が国内の大学院の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、次のとおりとする。

- (1) 検定料及び入学料は、徴収しない。
 - (2) 国立の大学院の学生であるときの授業料は、徴収しない。
 - (3) 公立又は私立の大学院の学生であるときの授業料は、別に定める額を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料は、徴収しない。
- 2 特別聴講学生が外国の大学院の学生であるときの検定料、入学料及び授業料は、別に定める額を徴収する。ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。
- 3 納付した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

〔省略〕

（準用）

- 第17条 第5条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。
- 2 国立大学法人東京学芸大学大学院学則、研究科規程その他学内諸規則の大学院教育学研究科学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

〔省略〕

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。